

預金口座を売買・譲渡することは 犯罪です！

個人・法人を問わず預金口座（通帳、キャッシュカード、インターネットバンキングの ID、パスワード等を含む）を売買、譲渡したり、提供する行為は、「犯罪による収益移転防止に関する法律」により罰則が適用される禁止行為（犯罪）です。

決してそのような行為に関わらないようにご注意願います。

なお、釧路信用金庫は、預金口座を通じて行われる金融犯罪には厳格に対応します。

そのような行為を確認した場合は、お取引を停止させていただきます、警察等関係当局へ通報します。